

電気用品安全法技術基準省令1項及び省令2項以外のSマーク認証採用基準

2009年12月現在

1. 本表は、Sマーク認証時に採用された電気用品安全法技術基準省令1項及び省令2項以外のSマーク基準です。
2. 本表は、2009年12月現在の基準ですが、予告なしに変更の可能性があることをご了承下さい。
3. Sマークの認証範囲は認証機関によって異なりますので、詳細はSマーク認証機関にお問合せをお願いします。

No.	カテゴリー	事例	適用規格	EMC
1	電気用品安全法関連製品	教材提示装置 (CCDカメラ内蔵)	J60065-1の技術基準	J55022
		電子式理容機器 (ペルチェ素子利用)	J60335-2-23又は別表第八等のその他の理容用電動力応用機械器具の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		電子式除湿機 (ペルチェ素子利用)	J60335-2-40又は別表第八等の電気除湿機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		電子式エアクリーナ	J60335-2-65又は別表第八等の空気清浄機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		キャビネット用蒸気排出装置	J60335-2-80又は別表第八等の換気扇の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		LED照明器具	J60598シリーズ又は別表第八等の白熱電灯器具の技術基準	J55015又は別表第八1(5)ニ
		床暖房用コントローラ	J60669-2-1又は別表第八等の調光器の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		直流電源装置 (DC-DC)	J60950又は別表第八等のその他の音響機器の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ハ
		ファクシミリ	J60950又は別表第八等の複写機の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ニ
		印字消去装置	J60950又は別表第八等の複写機の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ニ
		パソコン	IEC-J60950又は適切な別表第八等のIT機器(類似のAV機器)の技術基準	J55022又は別表第八
		テレビカメラ	IEC-J60065又は適切な別表第八等のテレビジョン受信機の技術基準	J55013又は別表第八
		電子エアーカーテン	IEC-J60335又は適切な別表第八等の空気清浄機の技術基準	J55014-1又は別表第八
		LED広告灯	IEC-J60598又は適切な別表第八等広告灯の技術基準	J55015又は別表第八
		PC専用プロジェクタ	IEC-J60950	J55022
		IT機器のディスプレイモニタ	IEC-J60950	J55022
		スチームクリーナー	J60335-2-54の技術基準	J55014-1
		ソーラー照明灯	J60598シリーズ又は別表第八等の庭園灯及び直流電源装置の技術基準	J55015又は別表第八1(5)ニ
		雨傘除水機	別表第八等のその他の電気吸じん機の技術基準	別表第八1(5)ニ
		集合住宅用システム	別表第八等のインターホンの技術基準	別表第八1(5)イ
		ELシート用電源装置 (DC駆動)	別表第八等のテレビジョン受信機の技術基準	別表第八1(5)ハ
		防災行政無線戸別受信機	別表第八等のラジオ受信機の技術基準	別表第八1(5)ロ
		電子水栓一体型浄水器	別表第八等の医療用物質生成器の技術基準	別表第八1(5)ニ
シャワーロボ	別表第八等の自動洗浄乾燥式便器の技術基準	別表第八1(5)ニ		

No.	カテゴリー	事例	適用規格	EMC
		美容用機器(超音波)	別表第八等の超音波加湿機の技術基準	別表第八1(5)イ
		美容用機器(超音波によるミスト発生と高電圧によるイオン発生機能)	別表第八等の超音波加湿機及び医療用物質生成器の技術基準	別表第八1(5)イ
		PIO BOX(DC電源供給機能付き)	別表第八等の直流電源装置の技術基準	別表第八1(5)ニ
		美容用機器(低周波)	別表第八等の低周波治療器の技術基準	別表第八1(5)ニ
		逆浸透膜浄水器	別表第八等の電気ポンプの技術基準	別表第八1(5)ニ
		CO2給湯機	J60335-2-40又は別表第八等の電気温水器及び電気冷房機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		生ゴミ処理機	別表第八等の電気乾燥機の技術基準	別表第八1(5)ニ
		便座付洗浄便器	別表第八等の電気便座及び自動洗浄乾燥式便器の技術基準	別表第八1(5)ニ
		地中熱ヒートポンプ	J60335-2-40又は別表第八等の電気冷房機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		車載用冷却ユニット(DC駆動)	別表第八等の電気冷房機の技術基準	×
		LED電球	J60968又は別表第八等の白熱電球、白熱電灯器具の技術基準	J55015又は別表第八1(5)ニ
		マイクロ波陶芸窯	IEC-J60335又は適切な別表第八等の電子レンジの技術基準	J55014-1又は別表第八
		マイナス・イオン発生器	IEC-J60335又は適切な別表第八等空気清浄機の技術基準	J55014-1又は別表第八
		電子応用遊戯器具(液晶モニター利用)	J60065又は別表第八等の電子応用遊戯器具の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ハ
		定格消費電力が500ワットを超えるジュースミキサー	J60335-2-14又は別表第八等のジュースミキサーの技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		定格消費電力が300ワットを超える換気扇	J60335-2-31、J60335-2-80又は別表第八等の換気扇の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		定格消費電力が500ワットを超える空気清浄機	J60335-2-65又は別表第八等の空気清浄機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		口金の外径が26.03ミリメートル以上26.34ミリメートル以下の範囲に入らない白熱電球	J60432-1又は別表第八等の白熱電球の技術基準	J55015又は別表第八1(5)ニ
		定格消費電力が40ワットを超える蛍光灯	J60968又は別表第八等の蛍光灯の技術基準	J55015又は別表第八2(86の6)ハ
		定格容量が500ボルトアンペアを超えるその他の家庭機器用変圧器	J61558シリーズ又は別表第六等のその他の家庭機器用変圧器の技術基準	J55014-1
		定格消費電力が100ワットを超えるその他の電気気泡発生器	別表第八等のその他の電気気泡発生器の技術基準	別表第八1(5)ニ
		反射形投光電球(一般照明用電球以外の電球)	別表第八等の白熱電球の技術基準	別表第八1(5)ニ
		定格消費電力が1キロワットを超える電気掃除機	IEC-J60335又は適切な電気掃除機の技術基準	J55014-1又は別表第八

No.	カテゴリー	事例	適用規格	EMC
		定格消費電力が10キロワットを超える電熱器具	IEC-J60335又は適切な電熱器具の技術基準	J55014-1又は別表第八
2	DC駆動の製品	DC駆動のその他の音響機器	J60065又は別表第八等のその他の音響機器の技術基準	J55013又は別表第八1(5)ロ
		DC駆動のテレビジョン受信機	J60065又は別表第八等のテレビジョン受信機の技術基準	J55013又は別表第八1(5)ロ
		DC駆動の医療用物質生成器	J60335-1又は別表第八等の医療用物質生成器の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動の電気ブラシ	J60335-2-23又は別表第八等の電気ブラシの技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動の電気掃除機	J60335-2-2及びJ60335-2-29又は別表第八等の電気掃除機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動の電気ポンプ	J60335-2-51又は別表第八等の電気ポンプの技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動の空気清浄機	J60335-2-65又は別表第八等の空気清浄機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動の電気除湿機	J60335-2-65又は別表第八等の電気除臭機の技術基準	J55014-1又は別表第八1(5)ニ
		DC駆動のその他の音響機器	J60950又は別表第八等のその他の音響機器の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ハ
		DC駆動のLEDプロジェクター	J60950又は別表第八等のテレビジョン受信機の技術基準	J55022又は別表第八1(5)ハ
		DC駆動の家庭用低周波治療器	別表第八等の家庭用低周波治療器の技術基準	別表第八1(5)ニ
		DC駆動の電気マッサージ器、温熱治療器	別表第八等の電気マッサージ器及び温熱治療器の技術基準	別表第八1(5)ニ
		DC駆動のテレビジョン受信機	IEC-J60065又は適切な別表第八等のテレビジョン受信機の技術基準	×
		DC駆動のエステテック機器	IEC-J60335又は適切な別表第八等のエステテック機器の技術基準	×
		DC駆動の電動工具	IEC-J60745又は適切な別表第八等の電動工具の技術基準	×
		DC駆動のAV機器及びその関連機器	J60065	×
		DC駆動のTV	J60065	×
		DC駆動の浴槽用クリーナー	J60335	×
		システムスピーカー（DC入力）	J60065	J55013
		DVDプレーヤー（DC入力）	J60065	×
		広告灯用光源ユニット（外郭なし）	J60598-1又は別表第八等の広告灯の技術基準	J55001又は別表第八1(5)ニ
		理容器具用ユニット（外郭なし）	別表第八等のその他の理容用電動力応用機械器具の技術基準	別表第八1(5)ニ
		直流電源ユニット	別表第八等の直流電源装置の技術基準	別表第八1(5)ニ

No.	カテゴリー	事例	適用規格	EMC
		AV機器の電源ユニット(部品型含む)	IEC-J60065又は適切な別表第八等のAV機器の技術基準	J55013
		IT機器のディスプレイモニター(部品型含む)	IEC-J60950又は適切な別表第八等のIT機器(類似のAV機器)の技術基準	J55013
		AV機器の部品型 ディスプレイモニター	IEC-J60065	J55013 顧客の希望に応じ実施
3	電気用品安全法対象外製品	医療用UPS	JIS T0601	×
		DC駆動の事務用パネル	J60950	×
		モニター	J60950	×
		機器組込み用イーサネット用アダプター	J60950	×
		LEDランプ	J60968	×
		映画館等用プロジェクター	J60950	×
		家電機器組込み用電源	J60335	×
		ネットワークTVボックス(DC入力)	J60065	×
		LCDモニター(DC入力)	J60950	×
		表示パネル(DC入力)	J60950	×
		家庭用美容器(DC入力)	J60335	×
		シネマサーバー	J60950	J55022
		充電器(DC入力)	J60335	×
		マルチプリンタ	別表第八	別表第八
		機器組込み用電源(AV機器用)	J60065	×
4	IEC規格の適用範囲の製品	レーザー応用製品	IEC-J60825及び/又は適切なIEC-J規格又は別表第八等の電気用品の技術基準	×
		特異な電動工具	IEC-J60745又は適切な別表第八等の電気用品の技術基準	×
		特異な変圧器・電源装置等	IEC-J61558又は適切な電気用品の技術基準	×
5	部品・材料	グロースタータグロースタータ(バイメタル式)	J60155の技術基準	×
		サーモスタット	J60730-2-9(温度検出制御装置)の技術基準	×
		機器保護用遮断器	JIS C4610(IEC60934)「機器保護用遮断器」を適用。	×
		コンデンサー	IECJ60384-14(電子機器用固定コンデンサー)の技術基準	×

No.	カテゴリー	事例	適用規格	EMC
		ソリッドステートリレー	IEC60947-1(低電圧開閉装置及び制御機器)・IEC60947-4-4(開閉装置及びモーター始動装置用交流制御装置)の技術基準	×
6	JIS規格の適用範囲に含まれる製品	IEC規格に整合していないJIS規格	JIS C3651「ヒーティング施設の施工方法」の付属書「発熱線等」を適用	×
		ハロゲンランプ用電子トランス	JIS C8147-2-2(IEC61347-2-2)	J55015
		ボックスカバー	JIS C8435「合成樹脂製ボックス及びボックスカバー」	×
7	適用可能な団体、工業会等の試験規格のある製品	分岐付ケーブル	JCS4376(日本電線工業会規格)「600V分岐付ケーブル」を準用	×
		プルボックス	国土交通省の公共建築工事標準仕様書で規定するプルボックスの基準を適用。	×
		運動用具(ペダル漕ぎ)	別表第八等の電気マッサージ器の技術基準及び「家庭用自転車エルゴメータの認定基準及び基準確認方法」(製品安全協会)の一部を準用	別表第八1(5)ニ